

確 認 書

※各項目をよく読み、チェックボックスに□を付けてください。

- 1 エゾシカの狩猟期間については、市町村で期間が異なりますので、必ず確認してから狩猟を行ってください。

エゾシカ猟は、市町村ごとの期間を確認し狩猟します。……………□

- 2 法令等の遵守、狩猟ルール、マナーの徹底を図り、自己の体調管理に留意のうえ、無理のない狩猟に心がけてください。

法令やマナーを守り無理のない狩猟を行います。……………□

- 3 捕獲した鳥獣の残滓やゴミ等は、道有林に捨てずに必ず持ち帰ってください。

残滓等は、絶対に放置いたしません。……………□

- 4 観光地等で一般者が入林する箇所や各種事業等の実施箇所、調査・踏査のために職員が入林する箇所を、銃猟立入禁止区域として設定していますので、最新の銃猟立入禁止区域図により、その位置を確認してください。

銃猟立入禁止区域は、出獵の際に必ず最新の区域図で確認を行います。□

- 5 銃猟立入禁止区域では森林室の職員などが作業を行っている場合があります。道有林外からも含め銃猟立入禁止区域に向けての発砲は行わないよう厳守願います。

銃猟立入禁止区域への発砲は、絶対にいたしません。……………□

- 6 銃猟立入禁止区域として設定していない道有林であっても、臨時に作業等を実施するため狩猟入林を規制することがあります。この場合には、林道入口や現地周辺に案内標識を設置しています。立入り及び発砲を行わないでください。

臨時に入林規制されている場合は、入林いたしません。……………□

- 7 狩猟を実施する場合には、「一括銃猟入林証」又は「狩猟入林証」(以下入林証という。)を入林時に携行するとともに、「車両入林証」「注意喚起標示」は車両のダッシュボード等の見やすい場所に掲示してください。

入林時は「入林証」を携行し、車両に「車両入林証」「注意喚起標示」を掲示します。……………□

- 8 レクリエーション等で一般の方が入林している場合がありますので十分ご注意願います。

一般入林者に十分注意します。……………□

- 9 入林にあたっては、落石、滑落、なだれ等の危険箇所に関する情報を森林室に確認し、これら災害に十分注意してください。

災害に十分注意して入林します。……………□

- 10 林道を通行する場合には、交通事故防止に努めるとともに、林道によっては、自然災害等により破損や路肩決壊などのため通行止の措置を行っていますので、通行止の看板等があった場合には、それ以上は入らないでください。また、11月1日から狩猟期間終了までに限り「狩猟通行路線」を開放しますので、通行する際は必ず最新の図面で確認してください。

交通事故防止に努め、通行止めの指示に従うとともに、通行可能な路線を最新の区域図で確認し、通行可能な路線以外は通行しません。……………□

- 11 一般狩猟では、植生や森林保護のため、道有林野内でのスノーモビルや雪上車の使用は認めていません。

スノーモビルでは入林しません。……………□

- 12 道有林内では職員等が林野巡視を実施しており、状況に応じて立入禁止区域以外への退出等の措置をとります。

狩猟入林の際は、職員等の指示に従います。……………□

- 13 道有林内において、法令等を遵守しないあるいはマナーの悪い場合には、入林証等を返していただくとともに、以後の道有林への入林を認めないなどの措置をとります。このため、法令等の遵守、マナーの向上を徹底してください。

法令等を遵守します。守れない場合は、入林証等を返納するとともに、以後の狩猟目的での道有林への入林を受け付けないことに承諾します。□

上記の項目全てについて確認しました。

確認日 年 月 日

署名（本人自署）